



## 平成30年7月豪雨災害説明板の誤設置について

令和6年3月19日に設置した平成30年7月豪雨災害説明板(1箇所)について、設置場所を誤り、民有地に設置した事案が発生しましたのでお知らせします。

### 1 概要

呉市作成の災害説明板を広島県が管理する砂防指定地(国有地)内に設置すべきところ、委託業者が誤って約5メートル離れた民有地に設置した。

### 2 発生日及び発覚日、発覚した経緯

誤設置が発生した日 令和6年3月19日 設置作業(復興総室の職員が立ち会い  
設置作業実施)

誤設置が発覚した日 令和6年4月 4日 委託業者から提出されていた資料を立ち  
会い職員ではない職員が整理する過程で  
発覚した。

### 3 原因

委託業者は、設置作業時に現地において、本市の指示による設置場所を記載した書類との照合を怠った。また、立ち会った本市職員も正確な位置の確認を怠っていた。

### 4 対応状況

土地所有者(相続人)に謝罪し、移設作業を行い現状復旧していくことを説明しました。なお、これらの作業は、4月15日に実施する予定です。また、令和5年度の設置場所(15箇所16枚)について改めて設置場所を確認した結果、本件を除き誤りはありませんでした。

### 5 再発防止策

令和6年度に説明板を設置するにあたっては、担当職員が業務を確実に遂行する意識をもつとともに、設置作業前に複数の職員が設置場所を書類で確認します。また、現地立ち会いにおいても、本市職員と委託業者の双方において設置場所を確認した後、作業開始するよう徹底します。